

vol.1
2024.11.

吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

伝統的建造物群保存地区説明会を開催しました！

令和6年11月12日～14日に、住民説明会を開催し、「伝建制度の概要」、「選定地区の範囲(案)」、「許可基準(案)」などを説明しました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

第1回説明会：令和6年11月12日(火)15時～20時 各4回 西中公民館
第2回説明会：令和6年11月13日(水)18時～20時 各2回 吉原小学校
第3回説明会：令和6年11月14日(木)15時～20時 各4回 喜多中公民館



説明会の概要・Q&Aは次ページ以降参照



説明会のトピック

①伝統的建造物群保存地区制度(伝建制度)の概要

伝建制度とは、文化財保護法に基づき歴史的な街並みを保存する制度です。舞鶴市は、吉原地区の**令和8年度重要伝統的建造物群保存地区選定**を目指して取り組みを進めています。伝建地区内では、建造物や環境の保存、整備を進めていくこととなります。また、建物を市の定めた基準(許可基準とは別)に沿って修理する場合、補助金が利用できます。

②選定地区の範囲(案)

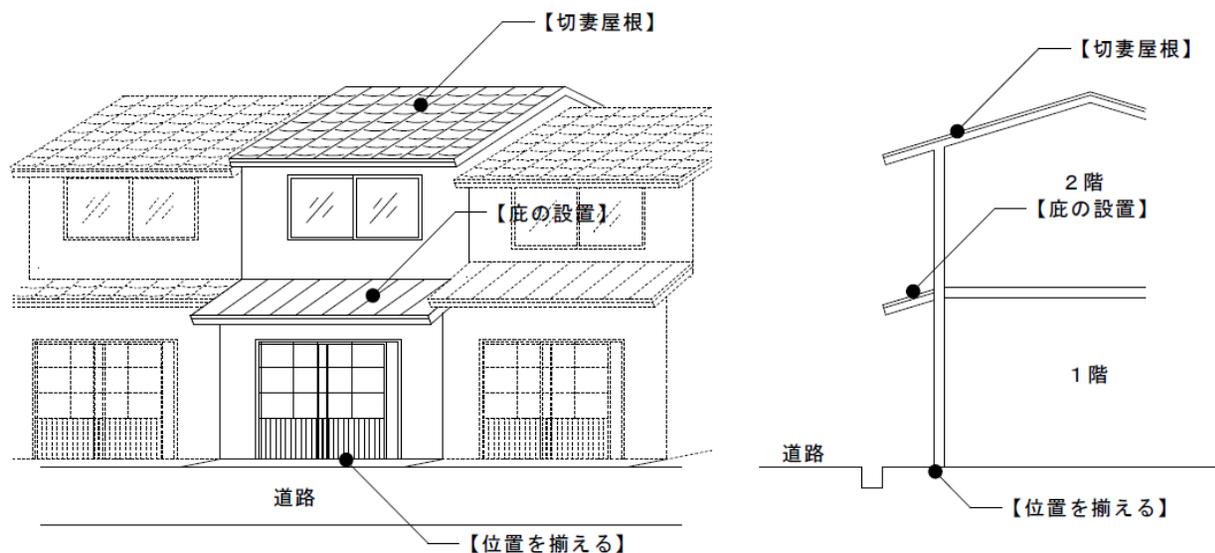
東吉原～西吉原全域を選定地区とする予定です。

③許可基準(案)

伝建地区においては、地区内にある全ての建物の**新築・改築などで外観に影響が出る場合**、市の許可が必要になります。現段階で検討している許可基準(案)は以下の通りです。

〈許可基準(案)〉

- 切妻屋根であること
- 建物が道路に面していること
- 2階建てであること
- 1階と2階の間に庇を設置すること 等



説明会の主なQ&A

Q 建物への規制について

A 基本的には、**建物を新築・修理する際の建物外観が規制対象**であり、建物内部の工事は自由です。また、取り壊しに規制がかかるのは特定物件のみ。その他の物件は許可制となります。

Q 伝建地区になった場合、家は取り壊せなくなりますか

A いいえ。**家を壊さずに保存することに同意した方の家(特定物件)のみ**取り壊せなくなります。今回の実行委員会が行う同意(下記「吉原の皆さんへお願い」参照)は、伝建地区にすることについての同意であり、家を壊せなくなる同意ではありません。

Q 観光地となった場合、観光客によるマナーが心配…

A 現状でも吉原には多くの観光客が来ていますが、それらにルールが定められていない状態です。伝建地区となることで、**観光客に対するルールや対策を明確に定めることができる**ようになります。

Q 伝建地区になることで、吉原住民にとっては住やすい街となりますか

A 吉原地区は現状空き家や高潮など、多くの問題を抱えています。伝建地区においては、**保存活用計画に基づいて地区の整備**が行われますので、伝建地区への選定が、これらの問題解決に向けて動ききっかけになると考えています。



吉原の皆さんへお願い

吉原地区を伝建地区へ選定するにあたっては、地区に住む皆さんの同意が必要になります。12月以降、吉原歴史的景観保存活用実行委員会の会員が皆さんのもとへ回り、**吉原地区の伝建地区選定に対する同意**の有無を伺いますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

伝建制度についてもっと理解を深めたい方、説明会に参加しても内容がよくわからなかった方に対しては、市の職員から説明をさせていただきます。

市役所からの説明を希望される方は、吉原歴史的景観保存活用実行委員会の村田会長(☎090-4297-1030)までご連絡ください。

発行者: 舞鶴市文化振興課 TEL: 0773-66-1019 FAX: 0773-62-9891 MAIL: bunka@city.maizuru.lg.jp
都市計画課 TEL: 0773-66-1048 FAX: 0773-62-9894 MAIL: tokei@city.maizuru.lg.jp
発行日: 令和6年11月 日()